

議会だより

発行

八幡浜市議会

編集

議会だより編集委員会

平成20年5月1日

vol.13



八幡浜さくら祭り 2008 ～in 諏訪崎～

平成20年3月八幡浜市議会定例会は、3月3日に開会し、17日間の会期で3月19日に閉会しました。

この定例会において、市長提出の予算案26件、条例案22件、その他10件と、議会から6件、計64件が上程され、可決、採択されました。

3月定例会

一般質問

今定例会では、6人の議員が一般質問に立ち、市立八幡浜総合病院の診療、八幡浜港振興ビジョン、海鮮朝市、行政改革、須田地区・栗野浦地区の埋め立て地の活用、環境にやさしいまちづくり、農業の振興、水産業の振興、教育に関する事項、市・行政に関する諸問題、八幡浜港・港湾・漁港、振興ビジョン、市立八幡浜総合病院、公共事業と入札・契約、市民の健康といのちを守るために、プルサーマルと地震対策、公契約、市民の要望からについて、市長はじめ関係理事者の考え方をいただきました。

その主な質問、答弁の要旨を掲載いたします。

一般質問者

上脇和代
清水正治
上田浩志
新宮康史
大山政司
遠藤素子

(注)掲載した順序と一般質問者
発言順は一致しません。
(発言順)

市立病院

市立病院の危機、医師不足

足、紹介状が必要ななどのマスコミ情報に市民は不安を隠し切れない。市民の不安を取り除くためにも、現在の診療状況と今後の診療方針について伺いたい。

答

現在、内科消化器専門員の欠員を除き、医師の減少は生じてはいるが、診療体制・機能は維持している。

ただ、4月以降は、眼科医師の退職に伴い、週3日程度の外来診療を非常勤医師で行う。さらに、脳外科医師が5月末退職予定で、非常勤医師による週2日程度の外来診療を予定している。

内科は、医師減少の中、糖尿病、循環器、呼吸器の専門医療を中心とした医療と応援医師及び病診連携による紹介患者の診療を予定している。

ただ、今後、内科医師の減少が予想されており、さらに診療体制の縮小など厳しくなるものと考えている。

以上の3診療科、内科、眼科、脳外科以外の外科、整形外科、泌尿器科の外科系、産婦人科、小児科、耳鼻科、皮膚科などについては従前どおりの診療体制を維持しているので、利用していただきたい。

問

市立病院の危機打開のため、市民の不安に対し、どのような方法で理解を求め、説明していくのか。

答

市立病院の危機については、2月号、3月号の市の広報を通じて、お知らせ、お願いをしているところである。しかし、まだまだ不十分であることも理解をしている。

今後とも引き続き広報等を利用して病院の現状、患者さんへのお願い等を掲載する予定である。さらに、当院の総合受付に

3月定例会日程

3月3日 開会宣告

市長招集挨拶

諸般の報告・会期の決定

諮問第1号、議案第1号～第53号

(提案者の説明)

3月6日 一般質問(6名)

3月10日 諮問第1号

(質疑、討論、採決)

議案第1号～第53号

(質疑、委員会付託)

議案第54号

(提案者の説明、質疑、委員会付託)

請願第9号

(紹介議員の説明、質疑、委員会付託)

3月11日 総務・民生文教・産業建設委員会開催

3月19日 議案第1号～第54号、請願第9号

(委員長報告、質疑、討論、採決)

議案第55号～第57号

(提案者の説明、質疑、討論、採決)

議員提出議案第1号

(提案者の説明、質疑、討論、採決)

議長不信任動議

(提案者の説明、質疑、討論、採決)

副議長不信任動議

(提案者の説明、質疑、討論、採決)

所管事務調査・議員の派遣

市長閉会挨拶

閉会宣告

おいて診療体制の変更の具体的なお知らせの配布、院内での広告掲示、患者様相談窓口での受診相談等で対応していくとともに、院内において外来問題検討会を立ち上げており、患者さんに対し御理解していただけるにはどのような方法で行うのがよいのか検討し、対策を講じているところである。



市立病院

問 内科、脳外科など診療科の縮小、4月からの病診連携による内科の新患受診に「紹介状」の義務づけ等による影響について伺いたい。

答 内科医師の減少及び脳外科の常勤医から非常勤医への患者数の影響は、1日、入院で約30人、外来で約100人以上の減少を見込み、

医業収入総額では約5億円の影響を受けるものと見込んでいます。



市立病院

問 医師不足により患者の減少を招き、そして経営が悪化し、施設や医療機能の不備を招く悪環境の繰り返しが必然と生ずるのではないか。

答 医師不足は、患者減少、収益悪化、施設整備の不備という負の連鎖が起き、悪循環となることは議員指摘のとおりであると考えている。ただ、経営は医師不足だから仕方がないでは済まされない。今回、国により打ち出された公立病院改革プランの「3つの視点」として示されている。1点目として、経営の効

率化、2点目として再編ネットワーク化、3点目として経営形態の見直しについて取り組み、安定的で自立的な経営を目指すとともに、自己責任、自助努力による経営効率化を基本とした健全化に取り組み、地域医療の確保と機能性と役割の維持に努めるものである。病院経営の悪化が行政を破綻させることとなるおそれがあることへの危機意識を持ち、持続可能な財政運営に取り組まなければならないと考えている。

教育

問 現行の「ゆとり教育」について、市としての評価と、学習指導要領改訂に伴う、市の方針、対応について伺いたい。

答 現行の学習指導要領は平成10年に改訂され、完全実施されたのは学校週5日制が始まった平成14年のことである。このとき、「ゆとり」の中で「特色ある教育」を展開し、児童・生徒に生きる力をはぐくむことが大々

的にうたわれた。

「ゆとり教育」については決して否定するものではないが、当市としてはそれを前面に出すことなく、「確かな学力」の定着、向上と豊かな心の育成を貫いてきた。

そこで、「確かな学力」とは、基礎、基本をしっかり身に付け、思考力、表現力等を養い、子供たちの学習意欲を高めることだととらえている。それは、今回の改訂でも何ら変わるものではないと考えている。また、そのような学力とともに豊かな人間性、たくましく生きる健康や体力など、いわゆる「生きる力」をはぐくむという理念は新しい学習指導要領にそのまま引き継がれている。

問 内容的に学力低下に対する底上げと言っても、従来の形ではなく、今回求められているのは従来の学力テストではかかれる知識・技能・プラス国際的学習到達度調査で見られる応用力となっている。

今子供の「学びの土台」がそもそも失われていることと自体が最も問題で、これを復活させるには教師の量の

増大、質の向上が不可欠であると思うが、どのように対応するつもりか。

また地域や家庭の力も必要かつ重要になってくると思うが、いかがか。

答 議員指摘のとおり、これからの時代、教師の増員、質の向上は、必要不可欠である。そこで、教師の資質、指導力の向上については現在の研修体制をさらに充実させていきたいが、教員の増員については市単独では難しい部分があり、機会があるごとに正教員の確保を関係機関に訴えていくつもりである。

また、家庭、地域との連携については、これまでの当市が積み重ねてきた実績の上に学校評価システムを導入し、開かれた活力のある学校づくりを進めていきたい。



海鮮朝市

問 やわたはま海鮮朝市は、開催当初から5千人から6千人の来場者があり、お魚を中心に地域の特産品の販売と町の活性化に大きな役割を果たしてきている。

その海鮮朝市が、場所などの問題がネックとなり毎月開催から年2回の開催ということで提案されているが、それで今までのようなにぎわいが維持できるのか。

また、市は港湾ビル跡地を利用し、簡易テントでの開催を勧めたのに対し、出店者の方は安全性の面で受け入れられないようであるが、丈夫なテントを購入して、テントの足を固定する方法を考へることはできないか。

答 八幡浜の一大イベントとして定着した海鮮朝市が縮小されることは残念ではあるが、出店者の負担、来場者の安全等を考慮するとやむを得ない処置であると考えられている。

にぎわいの維持については、毎月開催から年2回の開催となれば、その効果が



やわたはま海鮮朝市

減少するのは否めないが、振興ビジョンの目玉であり、集客の核となる(仮称)観光魚市場を、成功させるためには、実施回数を落とすだけでも朝市を継続して開催することこそ本市の発展に寄与するものと考えている。また、テントの安全対策については、テントの足に重石を乗せるほか、アスファルト地面へ固定も検討し、出店者にその趣旨を説明したが、毎回そういった設置作業を行うことは非常に煩雑であり、また市場周辺に突発的に非常に強い風が吹きつけることから、テントによる毎月の開催は不可能であると関係者一同が判断した。

八幡浜港振興ビジョン

問 観光魚市場整備について、出資団体や出資金の確たる見通しと展望について伺いたい。

答 観光魚市場の出資団体や出資金については、八幡浜港振興ビジョン整備実行委員会において施設整備のあり方、手法等を現在検討していただいているので確たる出資団体、出資金については持っているわけではない。ただし、基本的には民間でできるものは民間でお願いしたいと考えている。ただ、風呂とかサウナ等の施設整備を望む市民の声があるが、財政上の問題もあり、また管理、運営についても行政が行う施設ではないと考えている。

須田地区・栗野浦地区の埋立地の活用

問 私たちの住む町は旧八幡浜地域も旧保内地域もともにすり鉢のような形状で非常に狭い地域である。

そこで、今須田地区や栗野浦地区にある埋立地の活

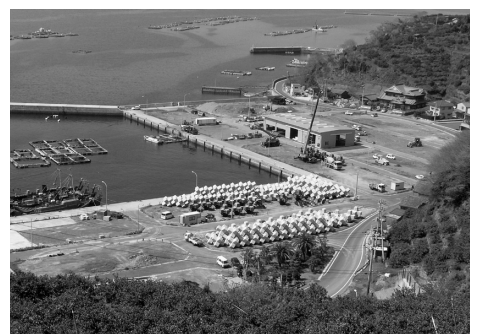
用は考えていないのか。

特に須田地区は交通の便もよく、今後いろいろな取り組みができるのではないかと。

答 須田地区は、漁港区域に属し、埋め立ては八幡浜の基幹産業である水産業の振興を図るべく、漁港漁場整備法に基づいて国補事業として漁港施設用地約1・1ヘクタール、漁港関連施設用地約1・1ヘクタールを整備したもので、目的どおり当市の基幹産業である水産業の振興のため利用を図っていきたくと考えている。

栗野浦地区の埋立地については、当埋立地は国補事業として廃棄物処理護岸の築造により廃棄物捨て場として約1・5ヘクタール埋め立てられたものである。当地域は、県立自然公園条例の特別地域の前面の埋め立てであり、公有水面埋立法により土地の利用計画は緑地として利用条件が付されている。

したがって、須田、栗野浦両地区の埋立地での目的外の利用は補助金の返還を伴い、また公有水面埋立法にも違反することになるため、現時点での利用計画の



須田地区埋立地

公契約

変更は市民の利益につながらないものと考えている。

問 当市では、指定管理者制度を取り入れてから既に2年になる。契約当時、その内容と実態について報告を受け、評価することになったと思うが、この2年間の実績をどのように把握されているのか。

答 また、賃金の保障や健康と安全、福利の条件、労働条件等についての契約は、守られているのか。

答 指定管理者の業務内容に関する把握の方法については、毎月の月報のほか、自

治法の定めによる業務報告書で管理業務の実施状況、

利用状況、収支等の報告を受けているところであり、現在までの2年間において、担当課に業者に対する利用者及び従業員からクレームがあったとは聞いていない。

従業員の皆様の労務管理については、行政から直接指導監督する権利は及ばないところであるが、従業員の方から市に対して相談や苦情があれば、施設設置者の責任として両者に対して穏やかな解決を指導することになる程度かと思われる。

公共事業入札契約

問 総合評価落札方式の入札

について、当市では、平成19年9月1日に八幡浜市建設工事簡易型総合評価方式施行要綱が定められた。

評価基準には、価格以外の要素として企業の技術的能力、地域住民への安全対策、さらに施工経験や防災活動への貢献度など総合的に評価して決定するとされているが、工事発注者側の

恣意的な感情が入らないか、伺いたい。

答 総合評価方式とは「公共工事の品質の確保の促進に関する法律」いわゆる「品確法」に位置づけられた落札方式である。

この方式により価格と品質が総合的にすぐれた工事ができるものと思っている。発注者の恣意的な感情、

私感に左右されないために、施工方法、施工能力、配置予定技術者、地理的要件、地域貢献度の項目について、評価基準に照らし合わせ、それぞれ細かく数値化し、それに価格を数値化したものを加え合計得点を算出し、落札者を決定している。

評価については、評価基準に基づく客観的評価を行い、学識経験者の意見聴取も受けるので、私感の入る余地はないものと信じている。

問 電子入札制度について、神奈川

奈川県鎌倉市の電子入札システムについて研修を行った。鎌倉市の電子入札システムは、鎌倉市単独での導入ではなく、神奈川県が積極的に各自治体を指導されたとのことであった。

昨年3月議会の一般質問において電子入札等の入札制度の抜本的な改革をた

だしたところ、当市の電子入札等は平成21年度の施行を目標に準備を進めているとの答弁であったが、その見通しについて伺いたい。

答 電子入札の導入について、

県下で実施しているのは県と松山市のみである。

当市においては、総合計画の3カ年実施計画にも位置づけられているが、導入については、市単独導入は相当の費用が見込まれることから、県、松山市以外の県下各市町において愛媛県の電子入札システムの共同利用の機運が高まっている。

愛媛県としても近々の市町担当者会議で意向調査等を行うとのことであるので、当市としても県のシステムをぜひ共同利用させていただけよう取り組んでいきたいと考えている。

環境にやさしいまちづくり

まちづくり

問 環境にやさしいまちづくりのためにも、太陽光発電設備

を公共施設や学校など、市の施設で設置してはどうか。

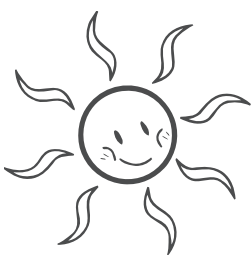
また、太陽光発電を設置した家庭や法人に対し、費用の一部を助成する制度を新設してはどうか。

答 当市の公共施設における

太陽光発電の設置状況は、平成15年、もつきんろード沿いに設置し、その電力は四国電力に売電している。

今後新設される公共施設については、国の補助事業の適用や費用対効果、財政状況等を考慮しながら検討していきたい。

また、家庭や法人に補助する制度について、現在、標準的な太陽光発電設備を導入した場合、4人家族の消費電力がほぼ賄えるとの試算もあるが、設備費用が二〇〇万円程度とまだまだ高く、発電コストを含めた低価格化が課題となり、導



入が進んでいないのが現状である。

そのような中、国では発電システムを設置する者に財団を通じ補助していたが、個人への補助は平成17年度で終了した。

当市においては、国の補助制度がない現状では、財政状況の厳しさから補助制度の新設は大変難しい状況であるが、今後国等の施策を見きわめ、検討していきたいと考えている。

問 節電を含めた家庭でできる

温暖化対策を広報に載せてはどうか。

答 当市では、公共施設での地球温暖化対策実行計画を現在策定中であり、平成20年度から具体的に取り組みこととしている。このビジョンを実効性のあるものにするため、啓発及び情報提供など特に力を入れたいと考えている。

なお、八幡浜市地域省エネルギービジョンの概要版を4月広報と一緒に全世帯に配布し、より一層の啓発、周知に努め、市民の皆様のご理解、ご協力をよろしく願いたい。

委員会のページ

今定例会に提出され3常任委員会に付託された議案55件についての審査が行われました。その主な内容は次のとおりです。

総務

▼後期高齢者医療に関する条例の制定

問 当市での後期高齢者医療制度の被保険者は何人ぐらいになるのか。また、被保険者の方が気になっている自分の保険料の額は、いくら頃分かるのか。

答 当市の被保険者数は、試算では、7千88人となっている。保険料の額については、年金から天引きされる特別徴収の方については、4月中旬頃、平成18年中の所得を基に仮徴収決定通知書を送付する。5月には、19年中の所得が確定するので、確定した段階で改めて賦課決定通知書を送るようになる。特別徴収でない方は、普通徴収の方については、所得の確定を待って7月には本人にお知らせする。また、八幡浜市のホーム

ページを通じ、愛媛県後期高齢者医療広域連合のホームページで年齢と年間の所得を入れれば仮の数字ではあるが、保険料が年間いくらになるというようなページを設けている。

◎ この医療制度は、今年4月から新たにスタートする制度で、しかも保険料が自動的に年金から天引きされたり、また、今まで保険料を支払う必要がなかった被用者保険の被扶養者の方にも保険料がかかるようになるなど、当初は、市民の方が混乱すると思われる。そこで、制度として、市民の方にある程度定着するまで、市役所内に相談窓口など常設の部署を設けるべきではないかとの意見がありました。

▼一般会計補正予算

(集会所建築工事費関連)

問 集会所を建築される場合、

集会所の建築面積等については、その地区の人口、世帯数等により決まってくると思う。そこで、たとえば、地元から補助基準以上の規模の集会所を建てたいとの要望があった場合、寄付金の額を含め、市としてどのように対応するのか。

答 補助基準については、県が受益世帯数や1㎡あたりの基準単価等によつて定めており、それにより補助対象額を算出している。市のほうも、それを参考に助成をしているところである。集会所は、基本的には木造で建てるのが原則であり、地元からの寄付については、補助対象の2割をお願いしている。なお、補助基準をオーバーした部分についても地元でお願いをしている。

▼一般会計予算(消防施設費)

問 消防団の統廃合について、平成19年度は松柏分団、そして20年度は日土分団2部と5部が統合されるということであるが、今後の統廃合の見通しは。

答 消防団を取り巻く環境は年々厳しくなっており、消防団の統廃合を余儀なくされている。統廃合については、旧八幡浜市と旧保内町との

合併に伴い、消防団合併協議会の中で概ね3年をめどに調整を行うこととした。その後引き続き消防団編成委員会及び分団長会で協議を重ねており、今後については、保内地区についても協議をしていきたい。

民生文教

介護保険特別会計予算

問 税制改正に伴い、平成18・19年度は激変緩和措置が取られた。県下他市においては、平成20年度も継続するようであるが、当市はその措置を続けたいのか。

答 平成18年度における介護保険料改定額が、改定前とほぼ同額であり、税制改正の影響が小さいこと。また、この措置を継続するための財源は、平成21年度以降の介護保険料に跳ね返ってくることで、当市は激変緩和措置を延長しないこととしている。

▼保内地区町並み見学用駐車場設置条例の制定

問 トイレも設置するということであるが、実際は何台の駐車が可能か。また、関連して、町並みのそれぞれ



保内地区町並み見学用駐車場

の箇所には説明板等はあるが、ルートあるいは地図といったものがない。それを併せて設置することで、町並み見学者の利便性を図る考えはないか。

答 駐車台数は6台である。案内板等の設置については、当初予算において要求をしていたが、まだ認められていないため、今後は、補正予算での対応か、もしくは、国道沿いにおける史跡表示等のような案内板を設置していただけないかということを検討している。

▼一般会計予算 (人権教育振興費)

問 「えひめ人権・同和教育」は、無料で配布するのではなく、必要と判断された方が購入するべきではないか。

答 合併前の旧保内町においては全戸配布をしていた。市の財政事情が厳しい中、一昨年度は6千300部、昨年度は4千部、今年度は3千500部と削減しているが、人権教育等においてふさわしいものと判断をしている。

問 役に立つと認める方と不用だと思つ方もいる。役に立ち勉強しようと思われれる方であるならば、自らがお金を出して購入するのではないか。無料配布であるから読まずにそのまま放置するのではないか。

答 この冊子は年に3回、不定期に発行されるものであり、個人による購入は少ないと思われるため、広く人権・同和教育を推進するためにも、行政が負担すべきではないかと考えている。

産業建設

▼**駐車場条例の一部改正**

問 料金体系を改正することにより、収入が減少されること予想されるが、指定管理者制度には影響がないのか。

答 沖新田駐車場では年間210万円くらいの減額を見込んでいるが、指定管理者については利用料金制度

を採用していないので、特に影響はない。

◎ 現在、商店街等の市街地において短時間で買い物ができる場合でも、駐車場を利用してはいるが、他の駐車場でもせめて20分以内の駐車車の無料化を検討して欲しい。との要望がありました。

▼**市道路線の廃止**

問 市道の廃止により、普通財産として貸し付けるといふ説明であるが、貸し付ける金額の積算根拠はなんであるのか。また、その土地に常設の重機とかを設置する可能性があると思うが、そいつはたことは可能なのか。

答 金額は八幡浜市公共物管理条例に基づき算定をしている。本来であるなら交換分合を実施するべきでありましたが、廃止部分は雨水排水の流末管が埋設されており、払い下げができないことから、水路の維持管理に伴う立入等の条件を付して貸し付けを行う予定である。また、その条件を充たしていれば重機等の設置も可能である。

▼**公共下水道事業特別会計 予算**

問 真穴処理区の下水道使用料が1千320万円計上されていますが、50年として6億6千万円にしかならず、費用対効果から考えると厳しい状況であるが、今後保内処理区においても同様のことが想定されるが、現状と今後の見込みはどうなっているのか。

答 下水道事業は初期投資に多額な費用が掛かり、それを使用料で返していくことは、全国的に見ても難しい状況であり、やむを得ず一般会計からの繰り入れを行っている。保内処理区においても同様であり、このような状態が継続すると考えている。使用料の見直しも含めて十分な検討が必要であり、現状では債務が残っていくのは確実である。



新田1号線と廃止箇所

3月定例会で決まった主なこと

- ◎ 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めること
坂本光郎氏（再任）
道休明美氏（新任）
- ◎ 八幡浜市公共下水道八幡浜浄化センターの建設（改築）工事委託に関する協定について」の議決変更
- ◎ 「土地の取得について」の議決変更
- ◎ 「神越第2ポンプ場電気・機械設備工事請負契約の締結について」の議決変更
- ◎ 市道路線の廃止
楠町臨港線・新田1号線
- ◎ 市道路線の認定
楠町臨港線・新田1号線
- ◎ 八幡浜市火葬場の新設
- ◎ 八・西衛生事務組合の解散に伴う財産処分
- ◎ 八幡浜市表彰条例の一部を改正する条例の制定
- ◎ 政治倫理の確立のための八幡浜市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定
- ◎ 八幡浜市区長設置条例を廃止する条例の制定
- ◎ 八幡浜市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定
- ◎ 八幡浜市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
- ◎ 八幡浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定
- ◎ 八幡浜市特別会計条例の一部を改正する条例の制定
- ◎ 八幡浜市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
- ◎ 八幡浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定
- ◎ 八幡浜市保内地区町並み見学用駐車場設置条例の制定
- ◎ 八幡浜市障害者施設いきいきプチファーム設置条例の制定
- ◎ 八幡浜市乳幼児医療費助成条例等の一部を改正する条例の制定
- ◎ 八幡浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定
- ◎ 八幡浜市後期高齢者医療に関する条例の制定
- ◎ 八幡浜市交通傷害保障条例の一部を改正する条例の制定
- ◎ 八幡浜市駐車場条例の一部を改正する条例の制定
- ◎ 八幡浜市下水道条例の一部を改正する条例の制定
- ◎ 八幡浜市簡易水道条例の一部を改正する条例の制定

◎市立八幡浜総合病院職員の特
殊勤務手当に関する条例の一
部を改正する条例の制定

◎平成19年度八幡浜市一般会
計補正予算(第7号)

2億3千689万9千円
を減額し、歳入歳出の総
額をそれぞれ188億3
千603万7千円とする

◎平成19年度八幡浜市国民健
康保険事業特別会計補正予
算(第4号)

6千357万3千円を減
額し、歳入歳出の総額を
それぞれ61億8千719
万9千円とする

◎平成19年度八幡浜市介護保
険特別会計補正予算(第5
号)

1億295万3千円を追
加し、歳入歳出の総額を
それぞれ31億6千119
万円とする

◎平成19年度八幡浜市介護サ
ービス事業特別会計補正予
算(第1号)

100万円を減額し、歳
入歳出の総額をそれぞれ
2千6万9千円とする

◎平成19年度八幡浜市駐車場
事業特別会計補正予算(第
1号)

◎平成19年度八幡浜市簡易水
道事業特別会計補正予算(第
4号)

353万6千円を追加し、
歳入歳出の総額をそれぞ

れ1億433万7千円と
する

◎平成19年度八幡浜市公共下
水道事業特別会計補正予算
(第4号)

2億3千413万7千円
を減額し、歳入歳出の総
額をそれぞれ58億6千7
42万9千円とする

◎平成19年度八幡浜市戸別合
併処理浄化槽整備事業特別
会計補正予算(第3号)

398万2千円を減額し、
歳入歳出の総額をそれぞ
れ1億6千501万5千
円とする

◎平成19年度八幡浜市港湾整
備事業特別会計補正予算(第
3号)

265万4千円を追加し、
歳入歳出の総額をそれぞ
れ3億8千874万6千
円とする

◎平成19年度市立八幡浜総合
病院事業会計補正予算(第
3号)

収益的収入に1千162
万7千円を追加し、47億
3千458万5千円、収
益的支出に2千690万
4千円を追加し、49億5
87万5千円とする

◎平成20年度八幡浜市一般会
計予算

歳入歳出の総額をそれぞ
れ184億5千702千
円とする

◎平成20年度八幡浜市国民健
康保険事業特別会計予算

歳入歳出の総額をそれぞ
れ54億9千355万2千
円とする

◎平成20年度八幡浜市後期高
齢者医療特別会計予算

歳入歳出の総額をそれぞ
れ5億3千72万3千円と
する

◎平成20年度八幡浜市老人保
健特別会計予算

歳入歳出の総額をそれぞ
れ6億9千527万1千
円とする

◎平成20年度八幡浜市介護保
険特別会計予算

歳入歳出の総額をそれぞ
れ33億4千495万1千
円とする

◎平成20年度八幡浜市介護サ
ービス事業特別会計予算

歳入歳出の総額をそれぞ
れ3千907万1千円と
する

◎平成20年度八幡浜市日土財
産区特別会計予算

歳入歳出の総額をそれぞ
れ113万1千円とする

◎平成20年度八幡浜市駐車場
事業特別会計予算

歳入歳出の総額をそれぞ
れ9千938万1千円と
する

◎平成20年度八幡浜市公共下
水道事業特別会計予算

歳入歳出の総額をそれぞ
れ30億5千126万3千
円とする

◎平成20年度八幡浜市戸別合
併処理浄化槽整備事業特別
会計予算

歳入歳出の総額をそれぞ
れ1億6千608万7千
円とする

◎平成20年度八幡浜市小規模
下水道事業特別会計予算

歳入歳出の総額をそれぞ
れ4千347万5千円と
する

◎平成20年度八幡浜市水産物
地方卸売市場事業特別会計
予算

歳入歳出の総額をそれぞ
れ2千155万5千円と
する

◎平成20年度八幡浜市港湾整
備事業特別会計予算

歳入歳出の総額をそれぞ
れ2億1千9万3千円と
する

◎平成20年度八幡浜市水道事
業会計予算

収益的支出を8億2千7
23万5千円、資本的支
出を2億8千71万7千円
とする

◎平成20年度市立八幡浜総合
病院事業会計予算

収益的支出を48億917
万9千円、資本的支出を
3億8千154万2千円
とする

◎八幡浜市障害者福祉施設運
営基金条例の一部を改正す
る条例の制定

◎訴えの提起

◎八幡浜市国民健康保険診療
所設置条例の一部を改正す
る条例の制定

◎八幡浜市国民健康保険診療
所使用料等条例の一部を改
正する条例の制定

◎市立八幡浜総合病院使用料
及び手数料条例の一部を改
正する条例の制定

◎住民の暮らしを守るため、
地方財政の強化・拡充を求
める請願

◎市立宇和島病院の保険医療
機関指定継続を求める意見
書の提出

◎議長不信任の件

◎副議長不信任の件

◎所管事務調査

◎議員の派遣

◎編集後記

「議会だより」第13号をお
届けします。ゆっくり目を
通してください。

「議会だより」について、
ご意見をお願いします。

議会事務局 ☎223111